

大阪府営業時間短縮協力金（第1期・再申請）募集要項

～ 大阪府営業時間短縮協力金（第1期）の申請が事情により期限内にできなかった方の申請受付について～

I. 大阪府営業時間短縮協力金の概要

1. 趣旨

緊急事態宣言が発令されたことを受け、令和3年1月14日から2月7日の25日間、営業時間短縮の要請※（以下「要請」という。）に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に協力金を支給します。

※ 令和3年1月14日から大阪府が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づく要請のこと。

2. 支給対象者（支給要件）

協力金の支給対象者は、以下の（1）から（5）の全てを満たす事業者※¹です。

- （1）大阪府内に要請対象施設（店舗）（以下「店舗」という。）を有すること※²。
- （2）午後8時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、令和3年1月14日から2月7日までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午前11時から午後7時までとすること。
ただし、準備期間が必要な場合もあるため、1月18日から要請を遵守している場合も対象とします。
- （3）令和3年1月14日までに、感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しているとともに、同日までに、申請する店舗において感染防止宣言ステッカー（以下「ステッカー」という。）を登録及び掲示（以下「導入」という。）をしていること。令和3年1月18日からガイドライン及び要請を遵守している場合は、同日までにステッカーの導入をしていること※³。
- （4）申請する店舗において、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業に必要な許可※⁴を取得していること。
- （5）令和3年1月14日以前に開業又は設立（以下「開業」という。）していること。また、申請する店舗（事業者とは異なります）において令和3年1月14日以前に営業を開始しており、営業実態がある※⁵こと。

※¹ 対象となる事業者は、法人形態・規模を問いません。大企業も対象となります。ただし、宗教法人は除きます。

※² 本社が大阪府外にある場合も対象となります。

※³ ガイドラインを遵守していない場合は、本協力金の支給対象とはなりません。ステッカーを導入していない期間は、原則として休業することが必要です。ただし、令和3年2月7日まで（2月6日までに閉店（翌日から営業実態がなくなること）した場合は閉店日まで）にステッカーを導入している店舗で、ステッカーの導入が遅れたことについてやむを得ない理由があったと認められる場合は、支給対象となります。

また、令和3年1月14日（1月18日から要請を遵守している場合は1月18日）から2月7日までの全ての期間休業をしていた場合は、協力金の支給申請日、当該店舗の再開日又は閉店日のいずれか早い日までにステッカーを導入していれば対象となります。

※⁴ 有効期間が令和3年1月14日から2月7日まで（2月6日までに閉店した場合は、閉店した日まで）の全ての期間を含むものであることが必要です。

※⁵ 営業実態があるとは、営業している状態にあることを言い、休業している場合も含みます。休業している場合は、営業に必要な設備等を備えており、いつでも営業を再開（開始）できる状態にあることをいいます（要請に協力して休業する施設に限ります）。

▶支給要件に該当するかの確認については、【対象・対象外フローチャート】（3ページ及び4ページ）及び【対象施設（店舗）一覧表】（5ページ）をご確認ください。

【留意事項】

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

（ア）法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等をいう。）の代表者又は使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

（イ）役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

（ウ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

3. 支給額

（1）令和3年1月14日から2月7日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 150万円（1日あたり6万円×25日間）

（2）令和3年1月18日から2月7日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 126万円（1日あたり6万円×21日間）
※要請遵守の開始日が令和3年1月15日から1月17日までの間の場合も、126万円となります。

（3）令和3年1月14日（又は1月18日）から閉店日まで要請を遵守した場合
1店舗あたり 6万円×[令和3年1月14日（又は1月18日）から閉店日までの日数]
※閉店日は1月14日（又は1月18日）から2月6日までの間とします。また、閉店日当日も支給の対象となります。

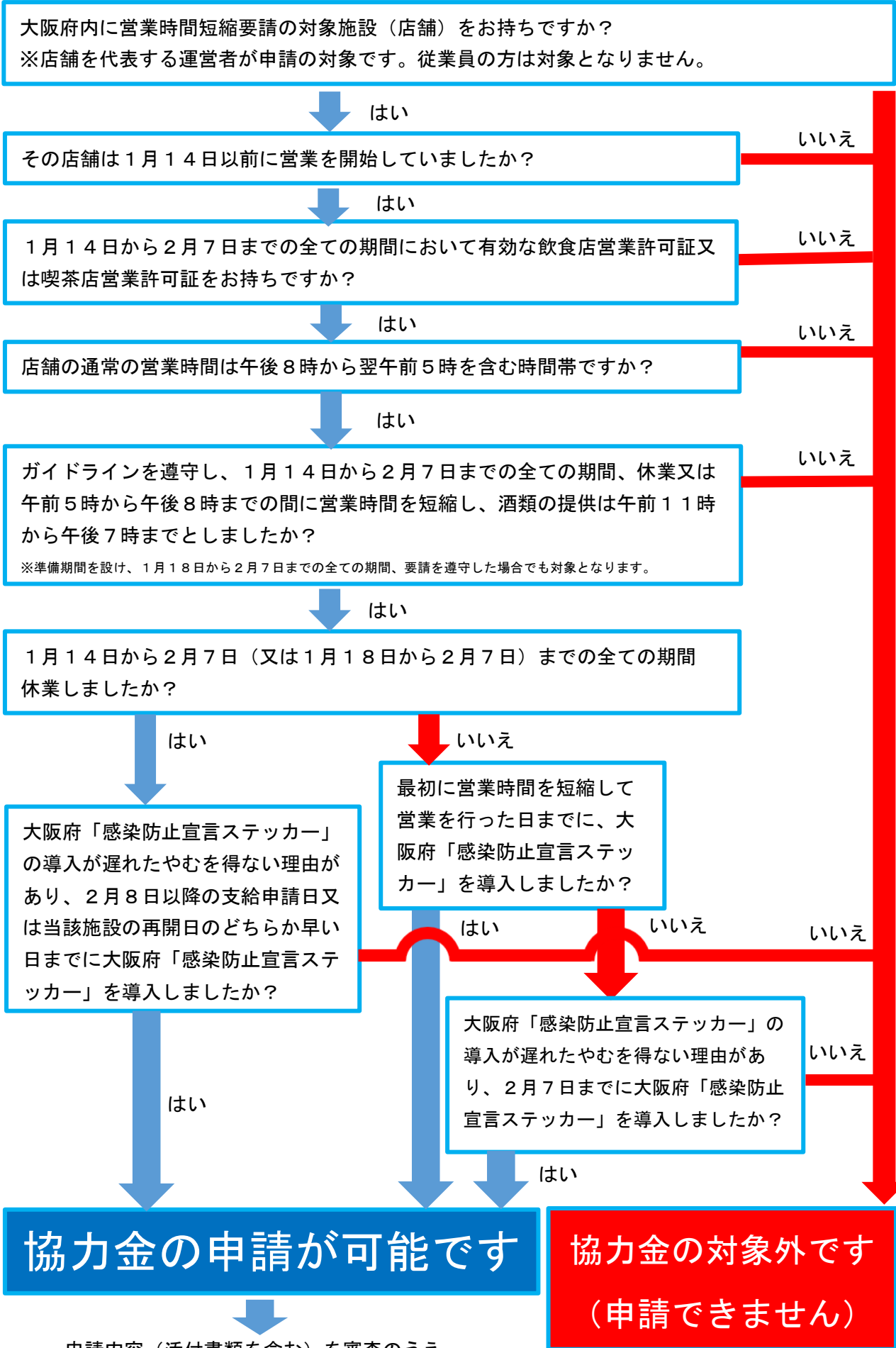
4. 申請書類（詳細は10ページをご確認ください。）

- （1）大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）
- （2）大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）
- （3）誓約・同意書（様式3）
- （4）飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- （5）写真等
- （6）事業所得の分かる確定申告書の写し
- （7）本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）
- （8）振込先確認書類
- （9）申請期間内に申請できなかった理由説明書

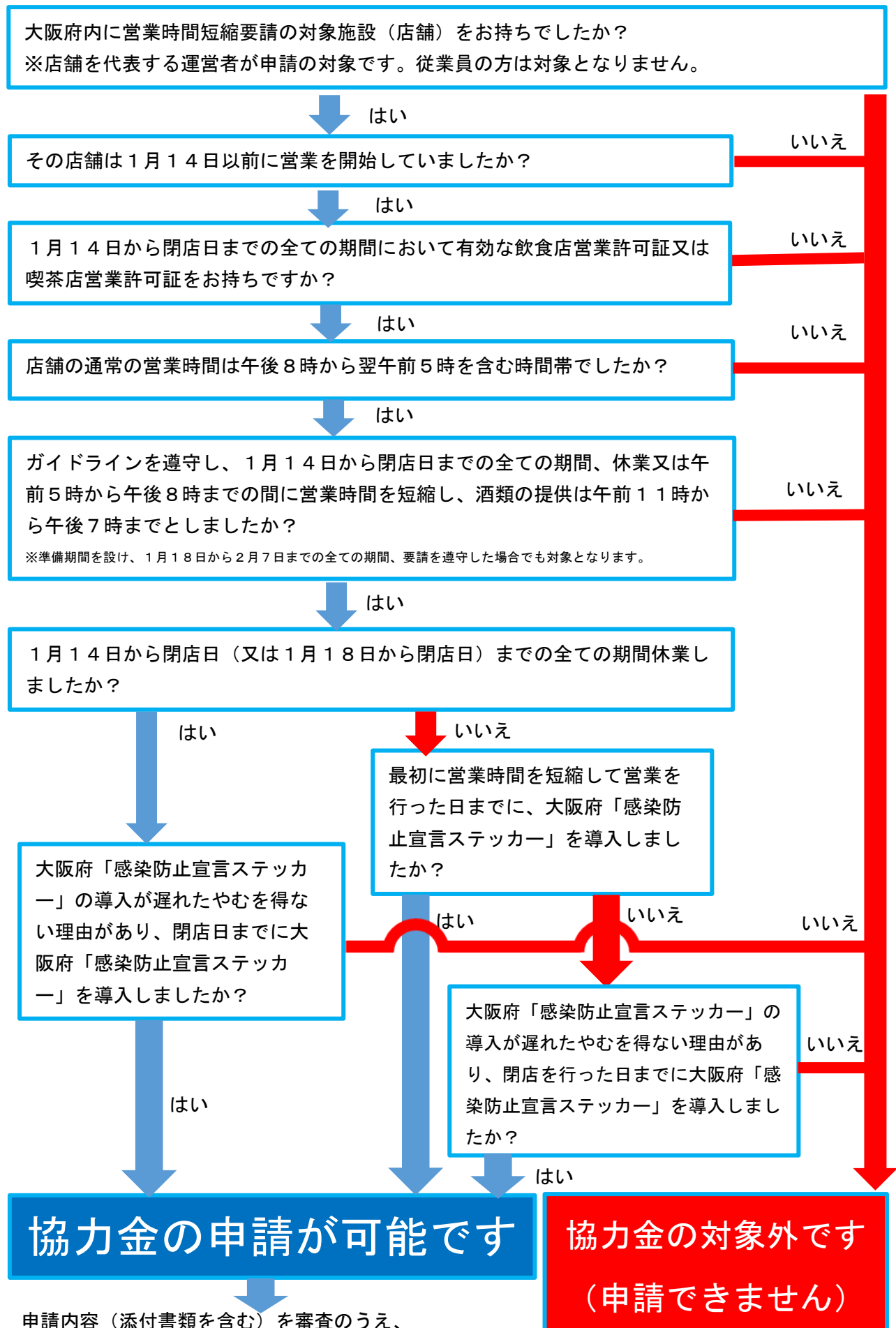
※（6）～（8）については、過去に休業要請支援金（府・市町村共同支援金）等を受給した方は、提出を省略できる場合があります。

【対象・対象外フローチャート】

2月6日以前に閉店した方は、次ページをご確認ください。



【対象・対象外フローチャート】 <<2月6日以前に閉店した事業者向け>>



【対象施設（店舗）一覧表】

対象施設（店舗）		備考	
1	飲食店、喫茶店	【要請内容】 ・午前5時から午後8時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底	
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店		
3	※宅配・テイクアウトサービスは除く		
4	遊興施設のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請対象外		
5			飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等）
6			喫茶店（カラオケ喫茶含む）
7			1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
8			キャバレー
9			ナイトクラブ
10			ダンスホール
11			スナック
12			バー
13			ダーツバー
14			パブ
15			サロン
16			ホストクラブ
17			ディスコ
		出会い系喫茶	
		カラオケボックス	
		ライブハウス	
	4～16以外のその他遊興施設		

＜支給対象外事業者（例）＞

以下に該当する事業者は、食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていても、大阪府の上記要請の対象外であることから、本協力金の支給対象外となりますのでご注意ください。

- （ア）惣菜、弁当など持ち帰り専門の店舗
- （イ）ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- （ウ）スーパーやコンビニ等の店内イートインスペース（フードコートを除く）
- （エ）自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー

II. 申請手続き

1. 申請期間

本申請が事情により期限内にできなかった事業者を対象として、下記の期間、申請受付をいたします。

令和3年4月27日（火曜日）から5月14日（金曜日）まで

※当日消印有効（令和3年4月26日以前又は5月15日以降の消印による郵送申請は申請期間外のため受けとることができません。）。

2. 申請方法

申請は店舗ごとに行い、**必ずレターパックライト（郵送）での申請となります。オンライン申請は設けておらず、レターパックライト（郵送）での申請のみです。**

※レターパックライト以外（茶封筒など）による郵送は受け付けておりません。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

「大阪府営業時間短縮協力金支給申請書」（様式1）、「大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書」（様式2）、「誓約・同意書」（様式3）のほか、申請に必要な書類（10ページ）を全て揃えて、レターパックライトで次の宛先に郵送してください。

レターパックライトの宛先欄に赤字で「第1期・再申請」と大きく記載してください。

【申請書類の宛先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟

大阪府営業時間短縮協力金申請事務局 「第1期・再申請」

電話番号：06-6210-9525

（注意）

- ・郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・現在（消費税増税後）のレターパックライトは370円です。消費税増税前に購入されたレターパックライトをご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。差額分の切手が貼付されていないレターパックライトは受け取ることができません。また、郵便料金が不足したため申請者に返送されたレターパックライトは再利用できませんのでご了承ください。

※申請に必要なとなる書類を配架する場所については、大阪府の協力金専用ホームページ内に掲載します。詳しくは大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（8ページ）までお問い合わせください。

《注意事項》

- ・申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、原則、全ての書類をレターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に返却します。
- ・申請書類の一部のみを提出された場合も、原則、同様に返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加を行った上で、全ての書類を再度、レターパックライトで郵送してください。
- ・申請書類が全て確認できれば、支給のための審査を行います。なお、申請書類は一切返却しません。

Ⅲ. 協力金の支給

1. 協力金の支給の決定、通知

- (1) 審査は店舗ごとに行います。
- (2) 審査の結果、申請内容が適正と認められる時は協力金を支給します。
- (3) 審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、申請いただいた申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。

また、審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をした時は、レターパックライトのご依頼主欄に記載の住所に文書により、不支給に関する通知をします。

2. 協力金の支給

協力金は、「府. 時短協力金申請事務局(フ. ジタンキョウリヨクキンシンセイジムキョク)」より、審査を終えた店舗ごとに、申請いただいた申請者の金融機関口座に振り込みます。

Ⅳ. その他

1. 本協力金を申請された事業者は、営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者として、申請店舗名称(店舗名又は屋号)・所在地(市町村及び行政区名まで)を大阪府ホームページ上にご紹介させていただきます。

2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに、違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。

3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出てください。

届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター(8ページ)までご連絡ください。

4. 支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。

届出をされる方は、大阪府営業時間短縮協力金コールセンター(8ページ)までご連絡ください。

5. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、店舗の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請店舗の関係者に対して申請内容について調査することがあります。

6. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することがあります。

7. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することがあります。

8. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。

9. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
10. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
11. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者を提供することがあります。
12. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
13. 申請内容に不備があった場合、申請者に連絡します。大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。
14. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
15. 本協力金の審査・支給に関する事務に限り、以下のいずれかの支援金又は協力金の申請情報について、本協力金の申請情報と照合します。また、当該照合に同意いただいた場合、申請時点において既に受給されている方は、申請書類の一部を省略できることがあります。
 - ・「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」
 - ・「大阪府休業要請外支援金」
 - ・令和 2 年 8 月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
 - ・「令和 2 年 11 月及び 12 月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
 - ・「令和 2 年 12 月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
16. 提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

V. 問合せ

本協力金の申請等に関するお問合せ先として、次のコールセンターを開設しています。

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

〔開設時間〕 午前 9 時から午後 6 時まで（日曜日、祝日除く）

〔電話番号〕 06-6210-9525

VI. 大阪府営業時間短縮協力金の主な流れ

ステップ1 必要な書類を準備

- ① 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ② 写真等
- ③ 事業所得の分かる確定申告書の写し
- ④ 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）
- ⑤ 振込先確認書類
- ⑥ 申請期間内に申請できなかった理由説明書 など

※③、④、⑤については、過去に「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等を受給している場合は、提出を省略できる場合があります。

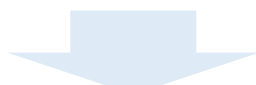


ステップ2 申請

申請期間：令和3年4月27日(火)から5月14日(金)まで ※当日消印有効
必要な書類を全て揃えたものを、店舗単位でまとめてレターパックライトで郵送



申請内容の審査



書類不備の連絡があった場合、再提出



協力金の支給・不支給の決定

支給：事務局より、登録いただいた金融機関口座に振り込み
不支給：事務局より郵送で通知

申請に必要な書類

1. 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）
2. 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）
3. 誓約・同意書（様式3）
4. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
5. 写真等
6. 事業所得の分かる確定申告書の写し※
7. 本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）※
8. 振込先確認書類 ※
9. 申請期間内に申請できなかった理由説明書

※ 以下のいずれかの支援金又は協力金について、本協力金の申請時点において、既に受給されている事業者については、申請者・振込先口座の情報に変更がない限り、6、7、8の書類の提出を省略いただけます。なお、振込先口座のみを変更する場合は、確認のため8の書類の提出が必要になります。

- ・「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」
- ・「大阪府休業要請外支援金」
- ・令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」
- ・「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」

※複数の店舗を申請される場合は、以下の全ての申請書類について店舗数分ご準備いただき、他の店舗の申請書類と混同しないよう店舗単位に分けてクリアファイルなどに入れ、レターパックライトに同封のうえ、郵送してください。

1. 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）【必須】

2. 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）【必須】

- ・店舗名はできるだけ詳しく書いてください。（例：「大阪食堂 大手前店」）
- ・インターネット上に情報がない場合は、店舗の営業実態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観写真と、店舗の賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写し又は発行3か月以内の不動産登記簿謄本（建物）を提出してください。

3. 誓約・同意書（様式3）【必須】

- ・全ての誓約・同意事項にチェックが入っているか、確認してください。

4. 飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し【必須】

- ・有効期間が令和3年1月14日から2月7日まで（閉店した場合は閉店日まで）の全ての期間を含む、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写しを提出してください。

※許可日が令和3年1月14日以前かつ、有効期限が経過していないものに限りです。

（ただし、更新により、許可日が令和3年2月1日又は3月1日となっている場合は、除きます。）

※営業の種類が、「飲食店営業」又は「喫茶店営業」以外となっている許可証は、受付できません。（例：「菓子製造業」、「食肉販売業」）

- ・対象店舗の名称と、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に表示された営業所名称が一致している必要があります。

- ・対象店舗の所在地（番地番号、ビルの部屋番号）と、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に表示された営業所所在地が一致している必要があります。
 - ・許可証の営業所所在地が一か所に特定されていない場合は、店舗の営業実態の確認のため、飲食スペースが確認できる店舗の内観の写真と、店舗の賃貸借契約書等又は発行3か月以内の不動産登記簿謄本（土地）を提出ください。
 - ・申請者と、飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に表示された名義は、一致している必要があります。名義が申請者と異なる場合、名義人と申請者連名での「飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出ください。
- ※審査において、申請店舗の関係者に対して本申請の内容について確認・調査させていただく場合があります。

5. 写真等 【①から③まで全て必須、④は2月6日までに閉店した場合のみ必須】

- ・店舗名称（店舗名又は屋号）を明記してください。
- ※別添の台紙を活用ください。

①店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）

※次のような写真は、原則、無効となります。

- ・店舗名（屋号）を確認できない写真
- ・店舗の扉のアップの写真
- ・ビルの集合看板の写真

②休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等

- ・要請期間の全ての期間において、休業又は営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行ったことを表す写真などを提出してください。

<例>

- ・休業又は営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・休業又は営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページや SNS などで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

- ・2月6日までに閉店した場合は、閉店日までの間に休業又は営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行ったことを表す写真などを提出してください。

③大阪府「感染防止宣言ステッカー」を掲示している写真

- ・登録した大阪府「感染防止宣言ステッカー」を、店舗に掲示している写真を提出してください

※次のような写真は、無効となります。

- ・店舗に掲示していることが確認できない写真（ステッカーの画像データだけの場合）
- ・別の店舗などのステッカーを掲示している写真

④閉店日を確認できる写真等【閉店した場合のみ】

<例>

- ・閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・閉店日のお知らせを、店舗のホームページや SNS などで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

6. 事業所得の分かる確定申告書の写し【省略できる場合を除き必須】

- ・法人の場合 …直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」の写し
（その他の法人で確定申告を行っていない場合は、活動計算書や事業活動収支計算書、正味財産計算書等、事業活動を行っていることがわかる書類）
- ・個人事業主の場合 …直近の確定申告における「確定申告書B第一表」の写し
（給与所得しか確認できない「確定申告書B第一表」の写しは、無効となります。）
※税務署の受付印又は税理士の押印のあるものの写し又は電子申告の場合は「受信通知」の写しを添付して提出してください。
※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。
※令和元年度税制改正において、別表一（一）～（三）は別表一に統合されました。
※確定申告書の写しがお手元に無い場合は、税務署で申告書等の閲覧サービスを利用し撮影した写真を提出するか、事業所得のわかる最新年度の課税証明書又は納税証明書（その2）を提出してください。

【直近の確定申告書の写しを提出できない場合】

- ・令和2年中に法人を設立又は開業するなどにより、初回の確定申告の期限が到来していない場合は、次の書類を提出してください。
法人の場合 … 「法人設立設置届出書」の写し又は発行3か月以内の履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
個人事業主の場合 … 「開業届」の控え
- ・申請者が個人事業主であり、事業所得が確認できる直近の確定申告書の写し又は、初回の確定申告の期限が到来していない場合の開業届の控えの提出ができない場合は、「確定申告書等不提出理由書」のほか、発行3か月以内の不動産登記簿謄本（建物）又は賃貸借契約書（転貸借契約書や業務委託契約書など）の写しを提出してください。

7. 本人確認書類の写し【省略できる場合を除き必須】

- ・法人代表者又は個人事業主の本人確認書類（氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類）の写しを提出してください。有効期間があるものは有効期限内に限ります。
<例>
 - 日本国発行の自動車運転免許証（表・裏の両方）
 - 運転免許経歴証明書
 - 日本国発行のパスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）
※2020年2月4日以降に発行された所持人記入欄のないものは無効です。
 - 各種健康保険証（表・裏の両方）
※現住所地在記載してあるものに限ります。
※記号・番号・保険者番号は該当箇所を塗りつぶしてください。
 - 特別永住者証明書・在留カード（表・裏の両方）
 - 外国人登録証明書（表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限ります。）
 - 写真がある住民基本台帳カード（表面）
 - マイナンバーカード（表面）
※マイナンバーは塗りつぶしてください。

8. 振込先確認書類【省略できる場合を除き必須】

・大阪府営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式 1）記載の金融機関と同じものを提出ください。

・銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものを提出してください。

※振込先の口座名義は、申請者本人の名義に限ります。

（法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。）

※日本国内の口座に限ります。

○通帳がある場合… 1 ページ目の見開き部分

○通帳がない場合… 振込先口座を確認できるもの

<例>

当座預金… 「支店名・口座・名義人」が確認できる下記のいずれかの書類

・ 当座勘定照合表

・ 残高証明書

・ 金融機関が発行する口座証明書

ネットバンキング等… 振込先口座を確認できる各銀行のホームページ画面

9. 申請期間内に申請できなかった理由説明書（附則様式）【必須】

※別添の「申請期間内に申請できなかった理由説明書」を活用ください。

その他、知事が必要とする申請書類等の追加について

1～9のほか、申請や審査において、追加で必要な書類がある場合は、事務局より提出を依頼させていただきます。審査については通常の審査より時間がかかる場合があり、要件を満たしていることが確認できない場合は支給対象とはなりません。

【～2月7日分】

大阪府営業時間短縮協力金支給申請書

大阪府知事 様

申請日 令和3年 月 日

「大阪府営業時間短縮協力金」募集要項の内容を了承の上、申請します。なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報 (□は該当するものにチェックを入れてください。)

事業者の区分	<input type="checkbox"/> 法人 \Longrightarrow 【法人番号】									
	<input type="checkbox"/> 個人事業主									
事業者名 (法人名又は屋号)	フリガナ									
代表者名 (個人事業主の氏名)	フリガナ				代表者 生年月日	年 月 日				
本店所在地 (個人事業主の住所)	〒 -									
担当者名	フリガナ				電話番号	※日中、連絡が取れる電話番号をご記入ください。				
						メールアドレス	※メールアドレスをお持ちでしたら、ご記入ください。			

2. 振込先口座の情報 (□は該当するものにチェックを入れてください。)

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		金融機関 コード						
支店名	本店 支店		支店 コード						
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	口座番号 ※右詰めで記入						
口座名義	※カタカナで記載してください。								

※口座名義は、法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は本人名義の口座に限ります。

※振込先確認書類を省略する場合は、必ず下記3の支援金（協力金）で支給された振込先口座を記入してください。

3. 「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」等の受給情報

以下のいずれかの支援金又は協力金について、本協力金の申請時点において、**既に受給されている事業者**については、申請書類の一部を省略できます。申請書類の一部を省略する場合は、以下のいずれか1つの支援金（協力金）の□にチェックを入れていただき、受給の有無の確認、選択いただいた支援金（協力金）の登録情報との照合に同意の上、受付番号又は申込番号を記入してください。

※休業要請支援金（府・市町村共同支援金）、大阪府休業要請外支援金の受付番号については、各事務局にお問い合わせください。営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）の申込番号については、「大阪市行政オンラインシステム」のマイページをご確認ください。

※以下の支援金又は協力金の受給をもって、本協力金の支給をお約束するものではありません。

- 「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」 ※WH、WK、PH、PKのいずれかではじまる9桁の受付番号を記入してください。
- 「大阪府休業要請外支援金」 ※EC、EP、HC、HPのいずれかではじまる9桁の受付番号を記入してください。
- 令和2年8月「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」 ※8桁の申込番号を記入してください。
- 「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」 ※8桁の申込番号を記入してください。
- 「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金（大阪市・府共同）」 ※8桁の申込番号を記入してください。

上の□に✓を入れたものについて、以下に記入してください。

受給の有無	<input type="checkbox"/> 受給あり	同意の確認	<input type="checkbox"/> 同意する	受付番号 申込番号	
-------	-------------------------------	-------	-------------------------------	--------------	--

大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書

大阪府知事 様

申請日 令和3年 月 日

<申請者> 〒
 本店所在地（個人事業主の住所）
 事業者名（法人名又は屋号）
 代表者名（個人事業主の氏名）

大阪府営業時間短縮協力金の申請にかかる要件については、次のとおりです。

1. 対象施設（店舗）の情報 （□は該当するものにチェックを入れてください。）

店舗名称 (店舗名又は屋号)	フリガナ <small>※店舗名はできるだけ詳しく書いてください。 例：大阪食堂 大手前店</small>
対象店舗所在地	〒 ー 大阪府 (店舗の直通電話番号：)
ホームページ等の情報	<input type="checkbox"/> 情報あり (<small>※HPのURLやグルメサイト、SNSなど、店舗の実在を表す、インターネット上の情報についてご記入ください。</small>) <input type="checkbox"/> 情報なし <small>※情報なしの場合は、「店舗の内観写真」と「店舗の賃貸借契約書などの写し」を追加で提出してください。(店舗が自己所有の場合は、賃貸借契約書などの代わりに、発行3ヶ月以内の「店舗の不動産登記簿謄本(建物)」を提出してください。)</small>
対象店舗の営業開始日	<input type="checkbox"/> 令和3年1月14日以前に営業を開始している <small>(令和3年1月15日以降に営業を開始した場合は、対象外となります。)</small>
対象店舗の営業実態	<input type="checkbox"/> 令和3年2月6日までに閉店*しなかった。 ※「閉店」とは、翌日から営業実態がなくなることをいいます。 <input type="checkbox"/> 令和3年2月6日までに閉店*した。 ⇨ 閉店日 令和3年 月 日
申請者と対象店舗の関係	<input type="checkbox"/> 申請者は対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有している。 <small>(管理運営権限を有していない方は、対象外となります。)</small>
通常の営業時間	<input type="checkbox"/> 通常の営業時間に、午後8時から翌午前5時までの時間が含まれている <small>(通常の営業時間が、午前5時から午後8時までの時間内に収まっている場合は、対象外となります。)</small>
業 態	【対象施設(店舗)一覧表】から、該当するものの番号をご記入ください。 <番号> 「3」・「17」については、具体的な業態をご記入ください。
飲食店・喫茶店の営業許可番号	許可日 年 月 日

2. 要請を遵守した内容 （□は該当するものにチェックを入れてください。）

感染拡大予防ガイドライン及び要請を遵守した期間	<input type="checkbox"/> 令和3年1月14日から令和3年2月7日まで <input type="checkbox"/> 令和3年1月18日から令和3年2月7日まで <input type="checkbox"/> 令和3年1月14日から閉店日まで <input type="checkbox"/> 令和3年1月18日から閉店日まで
要請を遵守した内容	<input type="checkbox"/> ①上記の全ての期間において、休業した。 <input type="checkbox"/> ②上記の全ての期間において、営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行った。 <input type="checkbox"/> ③上記の期間において、休業及び営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行った。
初回の営業時間短縮日	③を選択された場合は、要請期間中において、最初に営業を行った日をご記入ください。 <small>※ステッカーを導入する前に営業を行っていた場合、やむを得ない理由を申し立てていただく必要があります。</small> 令和3年 月 日
酒類の提供	<input type="checkbox"/> ①酒類の提供を行っていなかった。 <input type="checkbox"/> ②酒類の提供を行っていたが、提供は午前11時から午後7時までとしていた。

3. 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の導入に関する情報

登録ナンバー	対象店舗に掲示しているステッカーのナンバー（6ケタ）をご記入ください。					
ステッカー導入時期	<input type="checkbox"/> ①ステッカー導入期限（令和3年1月14日又は1月18日）までに導入できた。 <input type="checkbox"/> ②ステッカー導入期限（令和3年1月14日又は1月18日）までに導入できなかった。					
やむを得ない理由	②「ステッカー導入期限（令和3年1月14日又は1月18日）までに導入できなかった。」を選んだ場合、申請には「やむを得ない理由」が必要です。下記の①～⑤のいずれかから選択してください。「やむを得ない理由」がない場合は申請できません。 <input type="checkbox"/> ①パソコン、スマートフォンなどIT環境がなく登録に時間を要したため。 <input type="checkbox"/> ②感染拡大予防ガイドラインを守っていたので、ステッカーの導入は必要ないと思っていたため。 <input type="checkbox"/> ③ステッカーを登録するだけでよく、掲示が必要だと認識していなかったため。 <input type="checkbox"/> ④発行済みのステッカーを再発行できず、新規で登録しなおしたため（当初登録時の電話番号を忘れた方等）。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 ※（ ）内に理由を記載してください。 （ ）					

【対象施設（店舗）一覧表】

	対象施設（店舗）	備考
1	飲食店、喫茶店	【要請内容】 ・午前5時から午後8時までの営業時間短縮 ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底
2	※食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店 ※宅配・テイクアウトサービスは除く	
3	飲食店（レストラン、居酒屋、料理店等） 喫茶店（カラオケ喫茶含む）	
4	1～2以外のその他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設	
5	キャバレー	
6	ナイトクラブ	
7	ダンスホール	
8	スナック	
9	バー	
10	ダーツバー	
11	パブ	
12	サロン	
13	ホストクラブ	
14	ディスコ	
15	出会い系喫茶	
16	カラオケボックス	
17	ライブハウス	
	4～16以外のその他遊興施設	

【～2月7日分】

誓約・同意書

私は、「大阪府営業時間短縮協力金」の支給を申請するにあたり、下記の内容について、誓約・同意いたします。

記

※誓約・同意事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

1	支給要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
2	営業に必要な許可等を全て有しています。	<input type="checkbox"/>
3	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>
4	申請店舗名称（店舗名又は屋号）・所在地（市町村及び行政区名まで）の公表に応じます。	<input type="checkbox"/>
5	申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、本協力金全額の返還と違約金及び返還に要する費用の支払いに応じます。	<input type="checkbox"/>
6	大阪府から店舗の活動状況に関する調査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。また、申請内容に疑義があった場合に、大阪府が申請店舗の関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。	<input type="checkbox"/>
7	本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で提出いただいた営業に必要な許可等の申請書類について、所管官庁等への申請情報等と照合することに同意します。	<input type="checkbox"/>
8	本協力金の審査・支給に関する事務に限り、申請で入力及び提出いただいたステッカーの内容について、大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録情報と照合することに同意します。	<input type="checkbox"/>
9	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合は、税務情報として提供することについて同意します。	<input type="checkbox"/>
10	支給又は不支給に関する情報並びに申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することについて同意します。	<input type="checkbox"/>
11	申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
12	個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が事務の一部を委託する事業者を提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
13	申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正することに同意します。	<input type="checkbox"/>
14	申請内容の不備等が、大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、大阪府が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。	<input type="checkbox"/>
15	支給決定を行った後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、大阪府が指定する期限までに当該不備が解消されなかったときは、申請者は本協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該支給決定を取り消すことに同意します。	<input type="checkbox"/>

大阪府知事 様

誓約日 令和3年 月 日

本店所在地

(個人事業主の住所)

事業者名

(法人名又は屋号)

代表者名

(個人事業主の氏名)

写真台紙

店舗名称（店舗名又は屋号）：_____

以下の①から③までの全ての写真を貼付し提出してください。

※④は該当する方のみ写真を貼付し提出してください。

写真を枠囲み内に貼付するとともに撮影日を記入してください。

① 店舗名（屋号）がわかる店舗の外観の写真（店舗の実態が確認できるもの）

枠内に貼り付けてください。

※写真裏面にも店舗名（屋号）および撮影日を記載してください。

※次のような写真は、原則、無効となりますのでご注意ください。

- ・店舗名（屋号）を確認できない写真
- ・店舗の扉のアップの写真
- ・ビルの集合看板の写真

② 休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等

店舗名称（店舗名又は屋号） _____ :

枠内に貼り付けてください。
※写真裏面にも店舗名（屋号）および撮影日を記載してください。

※要請期間の全ての期間において、休業又は営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）を行ったことを表す写真などを提出してください。

<例>

- ・休業又は営業時間短縮のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・休業又は営業時間短縮のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

④ 閉店日を確認できる写真等【2月6日までに閉店した場合】

店舗名称（店舗名又は屋号） _____ :

枠内に貼り付けてください。
※写真裏面にも店舗名（屋号）および撮影日を記載してください。

※閉店したことがわかる写真などを提出してください。

<例>

- ・ 閉店日のお知らせのチラシを、店舗に掲示している写真
- ・ 閉店日のお知らせを、店舗のホームページやSNSなどで、広く一般の利用客向けに発信している画面の画像

※実際に掲示していることや広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない場合（チラシの画像データだけの場合など）は、無効となります。

飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に係る申立書

大阪府知事 様

【対象施設（店舗）の情報】

(所在地)

(名称)

上記店舗に係る飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証に記載されている名義（氏名又は名称）について、申請者の名義（氏名又は名称）と一致していないのは、次の理由のとおりであることから、申請者が対象店舗を代表する運営者であり、管理運営の権限を有しているものとして、営業時間短縮協力金の申請を行います。

【理由】

上記の内容について、証明します。

【申請者 自署欄】

記入日

年

月

日

本店所在地（個人事業主の住所）

事業者名（法人名または屋号）

代表者名（個人事業主の氏名）

電話番号

【飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の名義人 自署欄】

記入日

年

月

日

住所

〔法人の場合は、
本店所在地〕

氏名

〔法人の場合は、法人名
及び代表者氏名〕

電話番号

申請期間内に申請できなかった理由説明書
(大阪府営業時間短縮協力金(第1期))

◆大阪府営業時間短縮協力金(第1期)において、申請期間(令和3年2月8日から3月22日まで)内に申請できなかった理由 記入欄

⇒申請できなかった理由についての説明(経過・事実等)を記入してください。

【記載例】

- ・緊急事態宣言が延長されたため、2月28日までの協力金(第2期)とまとめて申請するものと誤解していたため。

【注意】

- ・大阪府営業時間短縮協力金(第1期)の申請要件を満たす対象事業者の方が対象です。
- ・既に申請された店舗は申請対象外です。
- ・説明内容に疑義がある場合は、大阪府より再度の説明を求めたり、資料の提出を求めたりする場合があります。また、説明内容に虚偽が判明した場合は、不支給決定又は支給決定の取消しを行います。

誓約日	令和3年	月	日
-----	------	---	---

大阪府知事 様

上記の説明に偽りはないことを誓約します。

本店所在地

(個人事業主の住所)

事業者名

(法人名又は屋号)

代表者名

(個人事業主の氏名)

(自署)

申請書類チェックリスト

□にチェックし、不備がないようご確認ください。書類に不備がある場合は申請を受理することができません。

※チェックリストは申請書類の確認のためご活用ください。申請書類に同封いただく必要はありません。

<はじめに>

チェック項目	チェック欄
【対象・対象外フローチャート】（3ページ又は4ページ）で支給対象であることを確認しましたか。	□
記載内容に間違いがないかあらためて確認しましたか。 ※修正する場合は、修正箇所にも二重線を引き、上部に正しく記入してください。	□

<様式1について>

チェック項目	チェック欄
申請日を記入しましたか。	□
申請する口座名義と法人名（個人事業主の場合は本人名）は一致していますか。	□
申請する店舗数と同数分作成（コピー可）しましたか。	□

<様式2について>

チェック項目	チェック欄
申請日を記入しましたか。	□
申請者欄に本店所在地、事業者名、代表者名を記載しましたか。	□
申請する店舗数と同数分作成しましたか。	□
ホームページ情報「なし」の場合、店舗の内観写真及び賃貸借契約書等の写しを添付しましたか。	□

<様式3について>

チェック項目	チェック欄
誓約日、本店所在地、事業者名、代表者名を記入しましたか。	□
誓約・同意事項のチェックボックスに全てチェックが付いていますか。	□
申請する店舗数と同数分作成（コピー可）しましたか。	□

<郵送の前に>申請に必要な以下の書類を全て添付しているかご確認ください。

提出書類	チェック項目	チェック欄
大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式1）	記入漏れがないか、再度確認してください。	□
大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式2）	記入漏れがないか、再度確認してください。	□
誓約・同意書（様式3）	記入漏れがないか、再度確認してください。	□
飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・営業の種類が「飲食店営業」又は「喫茶店営業」となっていますか。 ・有効期間が令和3年1月14日から2月7日（又は閉店日）の全ての期間を含んでいますか。（ただし、更新により、許可日が令和3年2月1日又は3月1日となっている場合は、除きます。） ・申請店舗の名称・所在地と許可証に表示された名称・営業所所在地は一致していますか。 ・申請者と許可証に表示された名義は一致して 	□

	いますか。	
写真等 ※台紙を活用する場合は、必要事項を記入ください。 ※台紙を活用しない場合は、ばらばらにならないようにホッチキス等でとめてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗名称及び写真撮影日を記載していますか。 ・以下の①から③（2月6日までに閉店した場合は④）の全ての写真を貼付していますか。 ①店舗（屋号）がわかる店舗の外観の写真 ②休業・営業時間短縮を行ったことがわかる写真等 ③ステッカーを掲示している写真 ④閉店日を確認できる写真等	□
事業所得の分かる確定申告書の写し	○以下の書類を添付していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合：直近の事業年度の「法人税確定申告書別表一（一）」の写し ・個人事業主の場合：直近の確定申告における「確定申告書B第一表」の写し ※詳しくは12ページをご確認ください。	□
本人確認書類の写し（法人の場合は代表者）	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名及び生年月日が確認できる有効期限内の公的証明書類ですか。 例：運転免許証（表・裏の両方）、パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）等の写し など ※詳しくは12ページをご確認ください。	□
振込先確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府営業時間短縮要請協力金支給申請書（様式1）記載の金融機関と同じものになっていますか。 ・銀行名、支店名、口座の種類、口座番号、口座名義が確認できるものとなっていますか。 ※詳しくは13ページをご確認ください。	□
申請期間内に申請できなかった理由説明書（附則様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・記入漏れがないか、再度確認してください。 	□

- ・キリトリ線に沿って、右下の宛先ラベルを切り取り、用意したレターパックライトの宛先欄に貼付してご活用ください。

宛先ラベル（郵送用）

キリトリ線 ✂

〒559-0034
 大阪市住之江区南港北2-1-10
 ATCビル ITM棟
 大阪府営業時間短縮協力金申請事務局 行
 電話番号：06-6210-9525

【～令和3年2月7日分】

第1期・再申請